

第2決算審査特別委員会（第3日目）

H20. 9. 19(水) 10:00～

第二委員会室

開 会 10:00

委員長

委員動静報告～8名出席。中田委員欠席。これより本日の会議を開く。

委員長

認定第7号 平成19年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

狩野部長

説明を求める。保健福祉部長。

委員長

（認定第7号を説明する。）

窪之内

説明が終わった。質疑はあるか。

① 事務概要P94、P95に被保険者等の認定状況が掲載されているが、本市の1号被保険者に占める要支援、要介護の割合は、全国、全道平均との比較でどのような特徴があるのか。要介護率が高いのか、低いのか、要介護の段階別の特徴では重傷者が多いのか、軽度者が多いのか、説明願いたい。

② P472、P473、介護保険料について、滞納者や滞納金額がふえてきているが、これは年金からの特別徴収ではなく、普通徴収ということで、保険料の第1から第6段階別の滞納者件数と金額について伺う。

③ 前年からの滞納者の未納額がふえているのか、新たな滞納者がふえているのか滞納金額のふえている特徴について伺う。

④ 介護保険料の算定は世帯の中に住民税課税者がいるとしないとは違いがある。子どもと親が同居している場合は同一世帯のケースが多いが、結果として世帯を分離することは、保険料の金額が変わるということで、世帯分離している人がふえてきていると思うが、そうしたケースが平成19年度で何件ぐらいあったか伺う。

⑤ P480、P481、一般会計からの繰入金で、先ほどの説明では包括的支援事業繰入金のうち20.25%の繰り入れだったので、ルール分だけなのかと思っているが、任意事業については、一般会計から繰り入れがなくても事業を行えたのか伺う。

⑥ P480、P481、基金繰入金で予算化していたことについて、結果として繰り入れなしで収支バランスがとれたというわけだが、主な要因は何だったのか伺う。

⑦ 基金について、この3年間、平成17年度は繰り入れが500万円程度あって、平成18年度は基金繰り入れがゼロ、平成19年度も繰り入れがゼロで、実際には1億円を超える基金残高がある。適正な基金残高というのはもっと少なくてもいいのかと思うが、どの程度が適正ととらえているのか伺う。

⑧ P490、P491、認定審査会に要した経費について、認定審査会の中で危惧することは審査委員の過重負担と、審査がきちんと状況把握して行われているのかという2点である。審査会委員の過重負担ということでは1回の審査につき、事前に何人分のデータをチェックして審査会に一人一人が当たっているのか、チェックに要している時間はどの程度なのか伺う。また、審査会では1件当たり何分程度の審査が行われているのかも伺う。

⑨ 平成19年7月に社会福祉事業団が一般社会福祉法人となったが、そのことにより施設利用者と介護保険特別会計への影響の有無について伺う。

⑩ サービス事業勘定について、民間のグループホームなどの入所施設がどんどん建設されたことや介護サービスの提供業者もふえてきており、その影響で社会福祉事業団の介護サービスの利用者が減るなどの影響が出ているのかと思うが、その内容と、運営費が節減できたというのは利用者が減ったからではないかと思う

が、どうなのか伺う。

⑪ 平成19年度末で結構だが、緑寿園の特養とナイスケアすずかけの待機者数及び平成18年度末で待機していた方のうち、平成19年度中に民間施設へ入所した件数を伺う。

⑫ P520、3項、自己負担金収入について、これも滞納が出てきているが、平成19年度末現在の滞納金額をサービス別に件数と金額について伺う。

⑬ 保険料の段階別の滞納者の件数と金額について伺う。

⑭ 保険料が未納になっていることから、サービスを受けられなかった、あるいはサービスを打ち切ったということが、平成19年度中にあればその件数と内容について伺う。

渡辺副主幹

① 当市における要介護者の占める割合の特徴であるが、要介護率は15.56%であり、要介護状態区分では、要支援1、要支援2、要介護1という軽度者の割合が、全国、全道平均より高い状況で推移している。要介護3以上の重度者については全道とほぼ同じぐらいで、全国よりやや高い状況になっている。

⑧ 審査員には、1回平均25件の審査会データチェック資料を審査会の1週間前に送付している。読み込んで判断してもらう時間は委員ごとに異なるが、平均2日から3日と伺っている。生活実態を把握した審査が行われているのかとの質問だが、現在審査会では1次判定結果と主治医意見書と調査員の特記事項から介護の手間について吟味してもらっているところであり、1件当たりの審査時間は平均1分55秒で、管内の審査会を催しているところとほぼ同じ審査時間になっている。

深村主査

⑨ 平成19年度の通所施設及び入所施設の利用状況については事務概要に一部掲載している中で、平成18年度と比較して老健の通所、入所、さらに、特養の入所でわずかながら利用者数の減少がある。これには老健にあっては看護師、介護員等、退職者の補充が若干ずれ込んだことによる受け入れ態勢の調整に時間を要したことと、平成18年度から平成19年度にかけて市内に有料老人ホームや高齢者のマンションが建設され、この影響も少なからずあると認識しているが、社会福祉事業団の一般法人化の目的が、民間に打ち勝つ中で安定的かつ継続的にサービスの提供と、利用者の負担増を招かない中でサービス提供が前提で、今後も社会福祉事業団はこれまでの30年間のノウハウをもとに、他の社会福祉法人与共存していけるのではないかと考えている。

⑪ 平成19年度末の待機者数は特養で105名、ナイスケアすずかけが46名と把握している。直近の状況としては9月8日現在で、特養が101名、ナイスケアすずかけが43名となっていて、民間施設に入所した件数については理由まで求めていることから把握できていない。

⑫ 平成19年度末の滞納金額は西町デイサービスセンターで24万2,420円、ナイスケアすずかけで8万417円、見晴デイサービスセンターで2万1,394円、老健通所リハビリで9万9,396円、老健の短期入所では滞納はない。特養であるが731万6,098円、老健で352万9,614円、合わせて1,128万9,399円となっている。その後、滞納の方には電話あるいは納付書を送付等の際にも支払いを計画的に行ってほしい旨お願いし、9月7日現在でそのうち127万1,219円が納付された。

⑬ 保険料段階別の未納の件数と金額については、第1段階ではなし。第2段階では18件、432万7,925円。第3段階では8件、141万8,367円。第4段階では1件、3万1,922円。第5段階では1件、2,408円。第6段階では1件、4,871円。その他年

度途中の死亡、他市町の保険者で介護保険の段階を把握できない方については、26件、423万2,627円となっている。

⑭ 保険料の未納者については、納付相談を含めて介護保険制度の趣旨について理解を求めながら納付いただくようお願いしている。サービスを利用している方で未納によりサービスを受けられなかった方についてはいない。

高田副主幹

② 介護保険料の段階別滞納者の件数と金額について、651万904円の現年分の内訳について説明すると、第1段階が48件、15万8,751円。第2段階が294件、83万2,920円。第3段階が139件、56万4,773円。第4段階が376件、211万3,740円。第5段階が303件、212万2,900円。第6段階が79件、71万7,820円となっている。

③ 前年度からの滞納者と新たな滞納者の増については、2つのパターンがあり、1つは新規の滞納者のケースで、平成19年度の未納者234人のうち130人は新規の滞納者である。この新規の滞納者については、主に65歳に到達した時点ですぐには年金からの特別徴収にはならず、少なくとも半年間から約1年の普通徴収の期間の分を納付せずに未納となるケースが多く、件数は多いが金額が少ないというケースである。前年からの引き続きの滞納者については、無年金の方、年金が少額で特別徴収できない方、年金を担保に借入れをしているような方で毎年普通徴収ということになる。この未納額についてはふえていく傾向にあり、未納額全体の650万円については、前年と比較して約30万円低くなっている。今後とも保険料の意義を十分説明して、支払い方法について相談に乗り分割納付などの方法できめ細かな対応をしたいと考えている。

④ 世帯分離するときに直接理由等を伺っていないので正確な件数については把握していないが、本人が個人的に住民税非課税であっても、課税世帯か非課税世帯かによって介護保険料の段階が異なるといった現状から、確かに世帯分離がふえていると言われている。これは個人単位で賦課しているにもかかわらず、その算定に当たって世帯概念を取り入れていることが理解されにくいのではないかと思われるが、現在、国の介護保険料のあり方検討会で検討されており、今後の保険料設定について定額制、定率制の問題や賦課を世帯単位あるいは個人単位にするかが検討されているので、その議論についても見守っていきたいと思っている。

⑤ 当市の場合は保険給付費の2.3%がルールになっていて、その枠内で事業を行っているのものでそれ以外のものはない。

⑥ 基金の繰入金の関係であるが、結果的に基金を取り崩さずに済んだ主要因というのは、冒頭、部長から保険給付費の関係で不用額が出ていると説明があったとおり、保険給付費が全体的に当初の見込みよりも伸びなかったということが大きな要因である。特に介護療養型の医療施設入所者数が見込みよりも伸びなかったこと及びケアプランの作成件数が見込みより少なかったことが主要因である。

⑦ 介護給付費の準備基金については、各保険者において最低限必要と認める額を除き、基本的には次の介護保険事業計画の期間で歳入として繰り入れるとなっていて、平成21年度から3カ年間で次の介護保険の事業計画の期間となるので、繰り入れについて適正な水準の取り崩しを検討していきたいと思っている。

山崎課長

⑩ 介護保険特別会計の保険事業勘定の最後の質問で、年度途中の平成19年7月に社会福祉事業団が一般社会福祉法人になってその影響があったかどうかの質問だが、社会福祉法人という法的な位置づけについては何ら変わることなく、定款の変更ということでの処理は済んでいて、介護保険特別会計への影響ということでは、利用者について言うと中身的な変更はないので影響はなかったと認識している。施

窪之内

設の管理についての質問にはなかったが、指定管理という形ではそちらのほうも同様にとらえているので影響はないと思っている。

要介護、要支援の占める割合というものは、特に滝川市が多いとか、少ないとかでないことが理解できた。

① 基金の関係だが、平成21年度から計画策定に入っていると思うが、先ほどの答弁では適正な水準の取り崩しを検討することだったので、1億円は要らないと既に判断しているのとらえていいのか。前回のときにこの3年間の計画を立てる前に、一定の取り崩しを求めたときには取り崩すような姿勢は示さなかったと思うが、今回は間違いなく取り崩すということで、適正な水準の検討をするということにとらえていいのか伺う。

② 利用料の滞納者だが、サービス別の滞納者を見たときに、緑寿園の入所で731万円、ナイスケアすずかけで352万円という利用料そのものが滞納になっているが、サービスは続けられている。滞納していて払わないのだからサービスを利用すればふえていくといった結果が生まれるわけで、分割納付しながら月の利用料及び滞納分を少しずつ払うといった状況になっているのか。サービスを受けていて滞納のある人の指導や滞納金額の回収方法について、どのようにしているのか伺う。

③ 待機者が一時減ったと思っていたが、余り減らないで推移してきているようである。民間の入所施設ができてきた割には金額的に高いということで満杯にはなっていない傾向で、一時は民間に流れたが、ナイスケアすずかけや緑寿園への入所施設を待っている状況になりつつあるのとらえていいのか伺う。

山崎課長

① 基金の取り崩しについて、適正な水準での取り崩しを既に決定したということではなく、市民会議を通じてどうあるべきか、シミュレーションの作業も行っているところであり、介護報酬等の国の方針がまだ出ていない部分もあり、まだ確定できる段階ではない。前回の推移からすると取り崩せる可能性が大きいのと、シミュレーションする中では取り崩しを見込みたいと考えているが、リスクの大きさなどを検証したうえで本当にできるのか、どの程度が適正なのかを詰めて議会でも報告したい。

③ 民間の入所施設の関係では、一時は影響があったと報告したが、民間の施設で特に有料老人ホームができて、重い認知症の方とか介護度の高い方を多数管理することが難しい状況にあり、委員からの指摘のとおりセールスも活発だったこともあり、一時的にそちらに流れたこともあるが、介護度の関係、金額的にも実態としてグループホーム及び有料老人ホームは7万円から10万円または、15万円もの費用がかかるので、そういった方は従来どおり緑寿園の施設を希望している。重複して希望している方もいて、待機している方に声をかけても来ない方もいることから、判断に難しいものもあるが、そういう実態にあるということを理解願いたい。

小谷主任主事

② 利用料の滞納の状況と指導について、特別養護老人ホームで27件の滞納の方がいるが、そのうちまだ入られている方が正確な数字ではないが5人ほどいる。これらの方については全員が年金等の管理を家族がしており、家族には呼び出しや電話で滞納分について計画的に少しずつでも払うように約束はするが、なかなか守られない状況にある。老健についても滞納者が13件のうち、入られている方が2件で家族が管理しており状況は同じである。

窪之内

緑寿園とナイスケアすずかけの入所の例であるが、27件のうち5件なので22件はもう入所していない。13件のうち2件なので11件は入所していないということになれば、緑寿園なので亡くなられたケースが多いのかと思うが、亡くなったて相続とか

- あった場合に、回収は見込めないと考えた方がいいのか、滞納として残っているということは回収の可能性があるかと判断しているのか伺う。
- 小谷主任主事 残りの方は亡くなられた方がほとんどで、相続人等申請する際に身元引受人等がいるのは督促を行っている状況である。滞納者については文書や電話で亡くなられた方の家族や相続人に対しても督促を行っているが、納付は難しい状況にある。
- 委員長 ほかに質疑はあるか。
- 酒井 ① 普通徴収についてであるが、年々徴収率が下がっているとのことで、私どもにとって普通徴収は低所得者や年金生活者が中心であり、この方々には配慮が必要と言ってきたが、具体的な対策というものが考えられているのかについて伺う。
- ② 平成17年度、平成18年度は普通徴収の中で、保険料滞納者に対して差し押さえが実施された。このことに対して私は強く抗議したが、平成17年度は4件、平成18年度が2件、同様なことが今年度も行われたかについて伺う。
- ③ 待機者について伺う。入所判定会議において必要度に応じてランク分けされると聞いていて、Eランクでは入所が難しい状況らしいが、必要度の高いとみられるAランクやBランクの人がどれだけ待機の後、解消されたのか、可能であればランクごとの待機者数について伺う。
- ④ 介護予防について全般的に2年間進められてきたわけだが、1年や2年では効果は見えないと言われており、その中でどのような効果があつたと所管ではとらえているのかについて伺う。
- ⑤ ケアプラン作成について、平成20年度で人数がふえて、当年度は厳しかったと言われていたが、適正な人数であつたのか補足説明を願いたい。
- ⑥ 高齢者予防プランについてであるが、予算から見て今年度決算の評価について説明願いたい。
- ⑦ 来年度の制度改正について説明があつたが、現時点で国のほうも固まっていな部分があるとのことで概要について説明願いたい。
- ⑧ 事業団の離職者についてであるが、以前も伺ったが事業団において離職者がふえている。その中で看護職員や介護職員を中心として、離職を促すといった肩たたきが行われていると聞いている。その中には職を離れることを承諾はしたが、年次有給休暇の消化などもできないまま退職させられたと言っている人もいる。こうしたことについて所管ではどのようにとらえているのか伺う。このことが利用者に対するサービスの低下につながりかねない、極めて重要なことなので改めて伺う。
- 高田副主幹 ① 普通徴収の関係で、徴収率を上げる特効薬というのは見当たらないと思うので、繰り返し納付相談を行って、支払い計画を作成して分割納付をしていただくことを繰り返し行ってきめ細かく対応していきたい。
- ② 差し押さえの関係であるが、平成19年度で差し押さえはしていない。
- 小谷主任主事 ③ 待機者の関係であるが、判定会議は指定管理を受けている事業団のほうで行っている。AからEまでの判定をしてAの方から入ってもらう。平成19年度中に新規で入られた方が45名いて、Aランクの方が入られたと思うがランクごとの人数というのはこちらでは把握はしていない。
- 佐川副所長 ④ 介護予防の効果についてであるが、前年度ははっきり出ないと話をさせてもらった。ことし1年温泉教室でやっていて、対象者が初めは行きたくないと言っていたが、民生委員の協力で自分で元気になりたいと思って通う方がふえた。1人当たりの温泉教室にかかる経費を計算すると、年間2万6,876円で、この方がデイサービスに通って、一番軽い要支援1という介護度で通ったとしても、年間26万7,000

円の給付が出ることを考えると、通う人がふえたということは1つの成果と思う。温泉教室で百歳体操を行っているが、百歳体操を行う地域の教室が平成19年度で3カ所ふえた。現在7カ所までふえてもう1カ所検討している。そこに通っている方が15〜20人いて、この方たちが元気になってくるということが介護予防の成果だと思う。

⑤ ケアプラン作成の適正な人数については、法的には制限がない。当市のマネージャーは1人当たり60〜70件のプランを立てていて、決められたとおりに話を聞きながら、必要時には1月に何回も訪問を繰り返し実施しており、近隣の美唄市や芦別市に聞いても60件程度持っているということで、適正な数字というのは70件ぐらいと考えており、この人数で進めていきたいと思っている。

山崎課長

⑦ 来年度の制度改正についてであるが、概要としてとらえているのは介護報酬の見直しが大きなものと思っている。全体として国でとらえている離職者が多いということで、普通の離職率が16%程度に対して介護職員については21%を超えている。統計では3年の離職率で見ることが多いが、介護の21%の離職率については単年度で至っているという実態を踏まえた中で、国は何とか適正な勤務環境を整えたいということで、現在も委員会のほうで話し合われていると聞いている。出方によっては影響が出るだろうと思うが、国としては全体に余り影響を及ぼさない中で、勤務実態を改善したいと言っているがどうなるかわからない。療養病床への再編ということで、介護療養病床が平成23年度以降なくなることで、そちらの影響が次期計画内で出るのかどうか情報収集に努めているが影響として出てくる部分もあると思う。保険料の負担率も全体で19%を保険料で賄うという形だったのが1%ふえて、20%を保険料で賄うという全体の財源の構成になりつつあるようで、そういったものが今のところシミュレーション上影響を及ぼすのではと思っている。

⑧ 事業団の離職者の関係だが、委員が言うような具体的な中身のものについては承知していない。あくまでも公式なものではないということであるが、平成17年度、平成18年度にかけて10人近く離職があったと聞いている。最近は落ち着いていてナイスケアすずかけにおいてもこの春については、1人離職しただけと聞いているので、離職状況については全国的な数字においても決して多い数字ではないし、サービス提供上、利用者からの声もこちらには届いていないので離職によるサービスの影響は大きくはないと考えている。今後そのような問題が隠れていることのないように把握に努めたい。

酒 井

離職について再度申し上げるが、この中身については、課長から話があった一般的な社会福祉施設の離職率の問題ではなく、事業団のほうで、肩たたきなどで辞めさせた部分が多数を占めるということを伺ったことが問題であり、影響はないと言っているが、指定管理を指導する所管として厳しく指導を行う必要があると思うし、こうした事実もしっかりつかんでほしいと思う。答弁は要らない。要望とする。差し押さえについては、平成19年度は行われなかったとのことで一安心しているところだが、基本的に納付相談などもきめ細かく行って対応するというところなので、そういうことを進めていく中で、対応すると確認してよいか伺う。

高田副主幹

差し押さえの関係の質問であるが、基本的にはきめ細かく粘り強く話を進めさせてもらうということになるが、悪質な方については強制執行をしなければならないケースが出てこないとは限らないので、基本線は基本線として、悪質な方の対策は対策として行っていきたい。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) 質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし) 以上で

認定第7号の質疑を終結する。本日まで3日間質疑を行ってきたが、市長に対する総括質疑への留保はなしと確認してよいか。(よし) 確認したので、以上ですべての質疑を終結する。これより休憩に入る。休憩中に書類審査を行っていただく。再開は午後2時とする。暫時休憩する。

休 憩 11:09

再 開 13:59

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。休憩中に書類審査をしていただいたが、これに対する質疑はあるか。(なし) 書類審査の質疑を終結する。これより討論に入る。討論順序については、委員会の初日に決定しているとおり、新政会、市民クラブ、公明党、日本共産党、窪之内委員の順となる。最初に新政会、堀田委員。

堀 田

私は新政会を代表し、第2決算審査特別委員会に付託された平成19年度決算認定第2号から第8号について、認定を可とする立場で討論する。

委 員 長

次に市民クラブ、山木委員。

山 木

私は市民クラブを代表して第2決算審査特別委員会に付託された平成19年度決算認定第2号から第8号までの7件について、認定を可とする立場で討論する。

委 員 長

次に公明党、三上副委員長。

副委員長

公明党を代表し、第2決算審査特別委員会に付託された平成19年度決算認定第2号から第8号までについて、認定を可とする立場で討論する。

委 員 長

次に、日本共産党、酒井委員。

酒 井

私は日本共産党を代表し、第2決算審査特別委員会に付託された認定2号から8号についての7件を可とする立場で討論する。

委 員 長

最後に、窪之内委員。

窪 之 内

無所属女性の会、窪之内美知代です。私は第2決算審査特別委員会に付託された認定第2号から認定第8号についてのすべてを可とする立場で討論する。

委 員 長

以上で討論を終結する。討論要旨については整理をして9月26日までに事務局へ提出願う。これより認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号を一括採決する。本認定をいずれも可と決することに異議はないか。(なし) 異議なしと認める。よって認定第2号から第8号までの7件については、いずれも可とすべきものと決した。委員長報告書については正副委員長に一任願えるか。

(よし) そのように決定する。以上で本委員会に付託された事件の審査はすべて終了した。この場合、市長から発言の申し出があるのでこれを許す。

市 長

(挨拶する。)

○関藤委員長、三上副委員長退任挨拶をする。

委 員 長

以上で第2決算審査特別委員会を閉会する。

閉 会 14:24